所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

00

 $\circ \circ \circ$

$\overline{}$	\circ	\circ			\circ	\circ	
国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)(抄)(附則第七条関係)27	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)(抄)(附則第六条関係)26	民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号)(抄)(附則第五条関係)55	※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)による改正後のもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号)による改正後のもの	地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成	利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三	

 \bigcirc 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)(抄) (第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のため者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加(目的)	法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増化並びに土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及びしていることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加(目的)
附則 第四十九条—第五十一条) 第五章 雑則(第四十九条—第四十八条)	第八章 罰則(第六十一条—第六十三条)
(新設) 例 (第四十条) 第二節 特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特	第六章 所有者不明土地利用円滑化等推進法人(第四十七条―第五十第五章 所有者不明土地対策計画等(第四十五条・第四十六条)例(第四十四条) 第二節 特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特
土 土地三不 土地の十在	土
(新設) (略) 第一節・第二節 (略)	一第四十一条 第三節 所有者不明土地の管理の適正化のための措置(第三十八条第一節・第二節 (略) 別の措置
第三章 所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置第一章・第二章 (略)目次	第三章 所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化のための特第一章・第二章 (略) 目次
現	改正案

土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の特例、土地の所有者進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する

(定義)

第二条(略

定に供されていない土地をいう。 2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地の 全に供されていない土地をいう。 2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地の 全に供されていない土地をいう。 2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地の 2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地の 2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地の 2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地の 3 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地の

行われるものをいう。 って、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために3 この法律において「地域福利増進事業」とは、次に掲げる事業であ

~八 (略)

て政令で定めるものの整備に関する事業設をいう。)その他の施設で災害対策の実施の用に供するものとし、一人の構蓄倉庫、非常用電気等供給施設(非常用の電気又は熱の供給施

して政令で定める要件に適合するものの整備に関する事業、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものと二十三年法律第百八号)による再生可能エネルギー発電設備のうち十一再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成

十一・十二 (略)

権の登記をいう。以下同じ。)がされていない土地であって、土地収の死亡後に相続登記等(相続による所有権の移転の登記その他の所有4.この法律において「特定登記未了土地」とは、所有権の登記名義人

な利用に寄与することを目的とする。用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的十六年法律第二百十九号)の特例、土地の所有者等に関する情報の利の措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法(昭和二

(定義)

第二条 (略)

土地をいう。

・)が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない政令で定める規模未満のもの(以下「簡易建築物」という。)を除くすち、現に建築物(物置その他の政令で定める簡易な構造の建築物で2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地の

って、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために

この法律において「地域福利増進事業」とは、

行われるものをいう。

3

(新設)

九・十 (略)

権の登記をいう。以下同じ。)がされていない土地であって、土地収の死亡後に相続登記等(相続による所有権の移転の登記その他の所有4 この法律において「特定登記未了土地」とは、所有権の登記名義人

次に掲げる事業であ

があるものをいう。 図るため当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索する必要 する区域の適切な選定その他の公共の利益となる事業の円滑な遂行を 四十三条第一項において「収用適格事業」という。)を実施しようと 用法第三条各号に掲げるものに関する事業(第二十七条第一項及び第

(基本方針

第三条 及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索(以下「所有者 不明土地の利用の円滑化等」という。)に関する基本的な方針 「基本方針」という。)を定めなければならない。 国土交通大臣及び法務大臣は、所有者不明土地の利用の円滑化 · (以下

2 基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

<u></u> 〈 匹 (略)

Ŧī. する基本的な事項 第四十五条第一項に規定する所有者不明土地対策計画の作成に関

六 (略)

3 5 略

(地方公共団体の責務)

(略

2 第五条 的確な実施が図られるよう、この法律に基づく措置その 市町村は、 その区域内における所有者不明土地の利用の円滑化等の 他必要な措置

を講ずるよう努めなければならない。

3 えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めなければな 相互間の連絡調整を行うとともに、市町村に対し、 都道府県は、 前項の市町村の責務が十分に果たされるよう、 市町村の区域を超 市町村

第三章 所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の の特別の措置 適 正 化の ため

> 図るため当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索する必要 があるものをいう。 する区域の適切な選定その他の公共の利益となる事業の円滑な遂行を 三十九条第一項において「収用適格事業」という。)を実施しようと 用法第三条各号に掲げるものに関する事業(第二十七条第一項及び第

(基本方針

第三条 及び土地の所有者の効果的な探索(以下「所有者不明土地の利用の円 滑化等」という。) に関する基本的な方針(以下「基本方針」という)を定めなければならない。 国土交通大臣及び法務大臣は、所有者不明土地の利用の円滑

基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(略) 2

(新設)

3 5

五.

(略)

(略

第五条 (地方公共団体の責務) (略)

(新設)

(新設)

所有者不明土地 の利用の円滑化のための 特 莂 0

(特定所有者不明土地への立入り等)

所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。 大条第一項及び第八条第一項第六条 地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であると 進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であると 進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であると 進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であると 進事業を実施しようとする者は、その必要の限度に 大の土地(特定所有者不明土地に限る。次条第一項及び第八条第一項第六条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他

(裁定申請)

第十条 (略)

ければならない。
り、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しないう。)をしようとする事業者は、国土交通省令で定めるところによいう。)をしようとする事業者は、国土交通省令で定めるところによ

一~六 (略)

第十三条第二項第二号及び第二十四条において同じ。)
七 土地使用権等の始期(物件所有権にあっては、その取得の時期。

八 (略)

。 前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

一 (略)

二 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書

イ〜ニ (略)

をいう。以下この款において同じ。)が受ける損失の補償金の見等(特定所有者不明土地等に関し所有権その他の権利を有する者ホー土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者

(特定所有者不明土地への立入り等)

第六条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他第六条 地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の市は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の市は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の市は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の市は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の市は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の市は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の市は、大の地への工作物に立て地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

(裁定申請)

第十条 (略)

ければならない。
り、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しないう。)をしようとする事業者は、国土交通省令で定めるところによ2 前項の規定による裁定の申請(以下この款において「裁定申請」と

一~六 (略)

以下同じ。)
七 土地使用権等の始期(物件所有権にあっては、その取得の

時

八 (略)

3 前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな

二 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書

をいう。以下この款において同じ。)が受ける損失の補償金の見等(特定所有者不明土地等に関し所有権その他の権利を有する者ホー土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者イ〜ニー(略)

三〜五(略) 内訳並 びに当該補償金の支払の

4 5

(公告及び縦覧

2 • 3 第十一条 (略) (略)

4 類を当該公告の日から二月間公衆の縦覧に供しなければならない。 第二項の裁定申請書及びこれに添付された同条第三項各号に掲げる書 国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告し、前条 事業が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、 都道府県知事は、 項の規定による確認の結果、裁定申請に係る

5 (略

一 〈 匹

略

第十三条

2 いう。)においては、 前項の裁定 (略) (以下この条から第十八条までにおいて単に「裁定」と 次に掲げる事項を定めなければならない。

兀 が受ける損失の補償金の額及びその支払の 土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等

3 定申請に係る補償金の見積額を下限としなければならない。)を限度としなければならず、前項第四号の補償金の額については裁 る事業のうち、当該事業の内容その他の事情を勘案して長期にわたる十年(第二条第三項第一号、第六号及び第八号から第十号までに掲げ 土地の使用を要するものとして政令で定める事業にあっては、二十年 てはならず、同項第三号の存続期間については裁定申請の範囲内かつ 裁定は、前項第一号に掲げる事項については裁定申請の範囲を超え

4

都道府県知事は、

裁定をしようとするときは、

第二項第四号に掲げ

4

三〜五 (略) 内訳

4 • 5

(公告及び縦覧)

第十一条 (略)

2 • 3 (略)

4

類を当該公告の日から六月間公衆の縦覧に供しなければならない。 第二項の裁定申請書及びこれに添付された同条第三項各号に掲げる書 国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告し、前条 事業が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、 都道府県知事は、 第一項の規定による確認の結果、 裁定申請に係

一 〈 匹 (略)

(略)

5

第十三条

2 いう。)においては、 前項の裁定(以下この条から第十八条までにおいて単に「裁定」 次に掲げる事項を定めなければならない。

لح

(略)

兀 が受ける損失の補償金の額 土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等

3 裁定申請に係る補償金の見積額を下限としなければならない。 十年を限度としなければならず、同項第四号の補償金の額については てはならず、 はならず、同項第三号の存続期間については裁定申請の範囲内かつ裁定は、前項第一号に掲げる事項については裁定申請の範囲を超え

都道府県知事は、 裁定をしようとするときは、 第二項第四号に掲

め、収用委員会の意見を聴かなければならない。る事項(同号の補償金の額に係るものに限る。)について、あらかじ

等その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係5 収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認

6 · 7 (略)

(損失の補償)

2 (略) 第十六条 (略)

の管理に要する費用に相当する額を控除して得た額)とする。 当該補償金の額にあっては、当該相当の額から特定所有者不明土地等礎となる事項を考慮して定める相当の額(土地等使用権の取得に係るの土地又は近傍同種の物件の借賃その他の当該補償金の額の算定の基 土地使用権等の取得の対価の額に相当する補償金の額は、近傍類似

4~6 (略)

補償金の供託)

を含む。)のために供託しなければならない。

で含む。)のために供託しなければならない。

で含む。)のために供託しなければならない。

で含む。)のために供託しなければならない。

で含む。)のために供託しなければならない。

で含む。)のために供託しなければならない。

で含む。)のために供託しなければならない。

を含む。)のために供託しなければならない。

を含む。)のために供託しなければならない。

を含む。)のために供託しなければならない。

2 (略

(裁定の失効)

払の時期までに当該裁定において定められた補償金の供託をしないと 第十八条 裁定申請をした事業者が裁定において定められた補償金の支

> ない。 る事項について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければなら

5

その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認

6 · 7 (略)

(損失の補償)

第十六条 (略)

2 (略)

礎となる事項を考慮して定める相当の額とする。 の土地又は近傍同種の物件の借賃その他の当該補償金の額の算定の基3 土地使用権等の取得の対価の額に相当する補償金の額は、近傍類似

~6 (略)

4

(補償金の供託)

を含む。)のために供託しなければならない。 権等の始期までに、当該特定所有者不明土地等の確知所有者及び確知権利者象となる特定所有者不明土地等の共有持分の割合が明らかでない場合にあっては、当該裁定において定められた補償金を特定所有者第十七条 裁定申請をした事業者は、裁定において定められた土地使用

2 (略)

(裁定の失効)

等の始期までに当該裁定において定められた補償金の供託をしないと第十八条 裁定申請をした事業者が裁定において定められた土地使用権

さは、当該裁定は、その時以後その効力を失う。

(土地等使用権の存続期間の延長)

第十九 地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請することができる とするときは、 となっている土地をいう。以下同じ。)の全部又は一部を使用しよう 使用権設定土地(第十五条の規定により取得された土地使用権の目的 長後の存続期間。 により土地等使用権の存続期間が延長された場合にあっては、当該延 た土地等使用権の存続期間 「使用権者」という。)は、 当該使用権設定土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土っるときは、当該存続期間の満了の日の七月前から四月前までの間 第十五条の規定により土地使用権等を取得した事業者 第三項及び第二十四条において同じ。)を延長して (第四項において準用する第十五条の規定 第十三条第一項の裁定において定められ 以 下

第十一条第四項	(略)
二月間	(略)
一月間	(略)

3 (略)

えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同4 第十三条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の裁定に

は、当該裁定は、その時以後その効力を失う。

土地等使用権の存続期間の延長

地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請することができるとするときは、当該存続期間の満了の日の九月前から六月前までの間度が存続期間。第三項及び第二十四条において同じ。)を延長してとするときは、当該存続期間(第四項において準用する第十五条の規定により土地等使用権の存続期間(第四項において準用する第十五条の規定により土地等使用権の存続期間(第四項において準用する第十五条の規定に、当該延に、当該使用権の存続期間(第四項において準用する第十五条の規定に、当該延し、当該使用権の存続期間(第四項において準用する第十五条の規定により土地使用権等を取得した事業者(以下第十九条 第十五条の規定により土地使用権等を取得した事業者(以下

二月間	六月間	第十一条第四項
(略)	(略)	(略)

()

3

えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同4 第十三条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の裁定に

	I				
(削る)			第十六条第三項	第一項及び第十七条第十五条、第十六条	(略)
(削る)	額)	該相当の額から 得に係る当該補償金 (土地等使用権の取	土地使用権等の取得	等	(略)
(削る)	額	から	期間の延長土地等使用権の存続	使用権設定土地等	(略)

条第一項

第十六条第三項

土地使用権等の取得

期間の延長 土地等使用

権 0 存続

(新設)

(新設)

第十五条及び第十七

特定所有者不明土地

使用権設定土地等

(略)

略

略

(原状回復の義務)

第二十四条 に回復しないことについてその確知所有者の全ての同意が得られたと これを返還しなければならない。ただし、当該使用権設定土地を原状 きは、この限りでない。 により裁定が取り消されたときは、使用権設定土地を原状に回復し、 合を含む。)の規定により裁定が失効したとき又は前条第一項の規定 使用権等の始期後に第十八条(第十九条第四項において準用する場 使用権者は、 土地等使用権の存続期間が満了したとき、

(原状回復の義務)

前条

土地使用権等の始期 において定められた

等使用権の存続期間

による延長前の土地

の満了の日

第十七条第一

項及び

(新設)

(新設)

第二十四条 同意が得られたときは、この限りでない。 権設定土地を原状に回復しないことについてその確知所有者の全ての を原状に回復し、これを返還しなければならない。ただし、当該使用 前条第一項の規定により裁定が取り消されたときは、使用権設定土地 使用権者は、 土地等使用権の存続期間が満了したとき又は

(裁定)

第三十二条 (略)

2~4 (略)

等その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係5 収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認

6 (略

(立入調査)

況を調査させることができる。有者不明土地にある簡易建築物等その他の工作物に立ち入り、その状て、その職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所第三十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度におい

2 (略

明土地の収用又は使用についての裁定を申請することができる。十六項に規定する施行者をいう。第三項において同じ。)は、回法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認を受けた都市計画事業「一項及び第五十八条第二号において同じ。)について、その事業地(「同法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。第四十三条第一項及び第五十八条第二号において同じ。)について、その事業地(同法第四条第一項から第四項までの認可又は承認を受けた都市計画事業(同法第四条第一項から第四項までの認可又は承認を受けた都市計画事業第三十七条 施行者(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第

2~4 (略

第三節 所有者不明土地の管理の適正化のための措

(裁定)

第三十二条 (略)

2~4 (略)

5

その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認

6 (略)

(立入調査)

を調査させることができる。有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況て、その職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所第三十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度におい

(略)

 $\frac{2}{4}$ 第三十七条 明土地の収用又は使用についての裁定を申請することができる。 有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、 所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、 同法第六十条第二項第一号に規定する事業地をいう。)内にある特定 五十九条第一項から第四項までの認可又は承認を受けた都市計画事業 十六項に規定する施行者をいう。 (同法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。 項及び第四十六条第二号において同じ。) について、 略 施行者(都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第四条第 第三項において同じ。)は、 特定所有者不 その事業地 第三十九条第 当該特定所 同法第

(新設)

(新 設)

第三十八条 災害等防止措置」という。 発生の防止 実施されておらず、 不全所有者不明土地の確知所有者に対し、 つ適当であると認める場合には、 ると見込まれるもの という。 のために必要な措置 市町村長は、 による次に掲げる事態の発生を防止するために必要か か (以下この節において 所有者不明土地のうち、)を講ずべきことを勧告することができる 引き続き管理が実施されないことが確実で (次条及び第四 その必要の限度において、 期限を定めて 「管理不全所有者不明土 十条第 所有者による管理が 項において「 当該事態の 当該管理

- | 「「「「「「「「「「」」」」」」」」の主義において、優麗ないでの事象によりその周辺の土地において災害を発生させること。 | 当該管理不全所有者不明土地における土砂の流出又は崩壊その他
- 悪化させること。

 一 当該管理不全所有者不明土地の周辺の地域において環境を著しく

2

- のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 限を定めて 態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、 必要の限度において、 その他の条件が類似し、 に係る管理不全所有者不明土地に隣接する土地であって、 有者不明土地と同 市町村長は、 項において 当該管理不全隣接土地について、 前項の規定による勧告をする場合において、 「管理不全隣接土地」という。 当該管理不全隣接土地の所有者に対しても、 の状況にあるもの かつ、 当該土地の管理の状況が当該管理不全 (以下この項及び第四十 当該事態の発生の防止 による次に掲げる事 地目 当 該 その 地形 勧告 一条 期
- □ 当該管理不全隣接土地及び当該管理不全隣接土地に係る管理不全

(災害等防止措置命令)

限りでない。

「限りでない。

「限りでない。

「限りでない。

「おことを命ずることができる。ただし、当該確知所有者が当該災害体知所有者に対し、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講でを講び、当該理由がなくて当該勧告に係る災害等防止措置を講じないときは、当該第三十九条 市町村長は、前条第一項の勧告に係る確知所有者が正当な

(代執行)

第四十条 なければならない。 市町村長は、 実施者」という。)に当該災害等防止措置を講じさせることができる は措置実施者が当該災害等防止措置を講ずる旨を、 及びその期限までに当該災害等防止措置を講じないときは市町村長又 者不明土地の所有者の負担において、当該災害等防止措置を自ら講じ ることが著しく公益に反すると認められるときは、当該管理不全所有 管理不全所有者不明土地における災害等防止措置に係る事態を放置す この場合において、 又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項において「措置 市町村長は、 相当の期限を定めて、 次の各号のいずれかに該当する場合において、 第一号又は第二号に該当すると認めるときは、 当該災害等防止措置を講ずべき旨 あらかじめ公告し

(新設)

前条ただし書に規定する場合管理不全所有者不明土地の確知所有者がいない場合

| 措置を講じない場合、講じても十分でない場合又は講ずる見込みが|| 知所有者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る災害等防止|| 前条の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた確|

ない場合

(立入調査)

その職員こ、管理不全所有者不明土地又は管理不全粦妾土地こ立ら入第四十一条「市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、

り、その状況を調査させることができる。その職員に、管理不全所有者不明土地又は管理不全隣接土地に立ち入

第四節 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例

第四 条において同じ。 名又は名称、 連情報(土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関 実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内 ため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるときは、 第三十八条第 土地所有者等を知る必要があるとき又は前条の規定による請求を行う の目的のために内部で利用することができる。 他の権利を有する者をいう。 土地の土地所有者等 !事業又は都市計画事業 条 都道府県知事及び市 住所その他国土交通省令で定めるものをいう。 項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の)を、その保有に当たって特定された利用の目的以 をいう。以下同じ。)を知る必要があるとき、(土地又は当該土地にある物件に関し所有権そ (以下「地域福利増進事業等」という。) の 町村長は、 地域福利増進事業、 以下この 収用適 当

第三節 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例

第三十九条 の他の権利を有する者をいう。 的以外の目的のために内部で利用することができる。 この条において同じ。)を、その保有に当たって特定された利用 \mathcal{O} 等関連情報 \mathcal{O} 実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内 氏名又は名称、 当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者 土地の土地所有者等 事業又は都市計画事業 都道府県知事及び市町村長は、 (土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者 住所その他国土交通省令で定めるものをいう。 (土地又は当該土地にある物件に関し所有権そ (以下「地域福利増進事業等」という。 以下同じ。)を知る必要があるときは 地域福利増進事業、 収用 以下 <u>)</u> の目

する者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとす
2 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようと

2

都道府県知事及び市町村長は、

する者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとす

地域福利増進事業等を実施しようと

るものとする。 報の提供の求めがあったときは、 長以外の る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、 る区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして、 行政機関の長等から前条の規定による請求を行うため当該請求に係 (勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして) 「該国の行 当該地域福利増進事業等を実施しようとする者 市 町村長から第三十八条第 政 、機関の長等に対し、 で実施しようとする者、当該市町村長当該土地所有者等の探索に必要な限 項の規定による勧告を行うため 土地所有者等関連情報を提供 土地所有者等関連情 当該市町 又は国

3 • 4 (略)

5 連情報の提供を求めることができる。 該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、 知る必要があるときは、 条の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を 等を知る必要があるとき、第三十八条第一項の規定による勧告を行う該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者 ため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき又は前 国の行政機関の長等は、 当該土地所有者等の探索に必要な限度で、 地域福利増進事業等の実施の準備のため当 土地所有者等関 当 5

第四十四条 略

第五章 所有者不明土地対策計 画 等

(所有者不明土地対策計画)

第四十五条

市町村は、単独で又は共同して、

者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する計画(以下 所有者不明土地対策計画」という。)を作成することができる 所有

2 ものとする。 所有者不明土地対策計画には、 おおむね次に掲げる事項を記載する

所有者不明土地の利用の円滑化等を図るため の施策に関する基本

> 土地所有者等関連情報を提供するものとする。 要な限度で、 関連情報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必 る区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等 当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、

3 4

等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で 等関連情報の提供を求めることができる。 該 当該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、 :地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者 国の行政機関の長等は、地域福利増進事業等の実施の準備 土地所有者 ため

第四十条 略

(新設)

(新設)

基本方針に基づき、

- 助言その他の所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき 施策に関する事項 地域福利増進事業を実施しようとする者に対する情報の提供又は
- る事項 の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関す 所有者不明土地の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他
- 兀 地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に 関する事項 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土
- Ŧī. 同じ。)の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生 第四項に規定する低未利用土地をいう。第四十八条第六号において の抑制のために講ずべき施策に関する事項 低未利用土地(土地基本法(平成元年法律第八十四号)第十三条
- る事項 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関す
- 八七 図るために必要な事項 前各号に掲げるもののほか、 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項 所有者不明土地の利用の円滑化等を
- 3 者不明土地対策計画に記載する事項について当該協議会において協議 しなければならない。 市町村は、 次条第 項に規定する協議会が組織されているときは、 所有者不明土地対策計画を作成しようとする場合におい 当該所有
- 4 これを公表するとともに、都道府県にその写しを送付しなければなら 市町村は、 所有者不明土地対策計画を作成したときは、 遅滞なく
- 5 円滑化等を図るために必要な事業又は事務を行う市町村に対し、 前二項の規定は、 国は、 所有者不明土地対策計画に基づいて所有者不明土地の利用の 所有者不明土地対策計画の変更について準用する

6

ことができる。 の範囲内におい 7 当該事業又は事務に要する費用の一部を補助する

(所有者不明土地対策協議会)

第四十六条 できる。 協議会(以下この条において を図るため 作成及び変更に関する協議その他所有者不明土地の利用の円滑化等 市町村は、 の施策に関し必要な協議を行うため 単独で又は共同して、 「協議会」という。 所有者不明土地対策計画 所有者不明土地対策 を組織することが

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

2

前項の市町村

- 次条第一項に規定する推進法人
- 実施しようとする者 前項の市町村の区域において地域福利増進事業等を実施し、 又は
- 3 成員として加えることができる。 るときは、 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、 前項各号に掲げる者のほか、 協議会に 次に掲げる者を構 必要があると認め

関係都道府県

る者 国の関係行政機関、 学識経験者その他の当該市町村が必要と認め

- 4 ることができる。 機関に対し、 協議会は、 資料の提供、 必要があると認めるときは、 意見の表明、 説明その他必要な協力を求め その構成員以外の関係行政
- 6 5 その協議の結果を尊重しなければならない。 協議会において協議が調った事項については、 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、 協議会の構成員は、 協

議会が定める。 第六章 所有者不明土地利用円滑化等推進法人

ユニュー 「丁丁」をは、時には常川氏力は進元(所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定)

は一般財団法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しく第四十七条(市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)

(新設)

、所有者不明土地利用円滑化等推進法人(以下「推進法人」という。正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適は「飛駐団法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活

として指定することができる。

ならない。 名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければ名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければ2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の

る事項を公示しなければならない。 ・ 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係

(推進法人の業務)

第四十八条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

情報の提供、相談その他の援助を行うこと。地域福利増進事業等を実施し、又は実施しようとする者に対し、

ること。 地域福利増進事業を実施すること又は地域福利増進事業に参加す

要な土地の取得、管理又は譲渡を行うこと。四一所有者不明土地の利用の円滑化又は管理の適正化を図るために必

(新設)

(新 新 設 設	2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要が 第五十条 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実 第五十条 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実 第五十一条 推進法人は、所有者不明土地につきその適切な管理のため 「おる請求をするよう要請することができる。」 「こよる請求をするよう要請することができる。」 「こよる請求をするよう要請することができる。」 「おり消したときは、市町村長に対し、第四十二条の規定による請求をするよう要請があった場合において、必要が 第五十一条 推進法人は、前項の規定による要請があった場合において、必要が 第五十一条 推進法人は、前項の規定による要請があった場合において、必要が 第五十条 「項の規定による要請があった場合において、必要が 第五十条 「項の規定による要請があった場合において、必要が 第五十条 「項の規定による要請があった場合において、必要が 第五十条 「項の規定による要請があった場合において、必要が 第五十条 「項の規定による要請があった場合において、必要が 第五十条 「項の規定により指定を取り消したときは、その旨を 公司による。」 「本の表面による。」 「本の表面による」」 「本の表面による」」 「本の表面による。」 「本の表面による」」 「本の表面による」」 「本の表面による」」 「本の表面による」」 「本の表面による。」 「本の表面による」」 「本の表面による」」 「本の表面による」 「本の表面による」」 「本の表面による」」 「本の表面による」 「本の表面による」 「本の表面による」 「本の表面による」 「本の表面による」」 「本の表面による」」 「本の表面による」 「本の表面による」」 「本の表面による」 「本の表面による」 「本の表面による」 「本の表面による」」 「本の表面による」 「本の表面に
(新 設)	- ` な と ` を め 町

。」あると認めるときは、 第四十二条の規定による請求をするものとする

3 ばならない。 士 |条の規定による請求をする必要がないと判断したときは その旨及びその理由を、 村長は、 第 項の規定による要請があった場合におい 当該要請をした推進法人に通知しなけれ T 遅滞な 第四

(推進法人による所有者不明土地対策計 画の作成等の提案)

第五十二条 明土地対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。 この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る所有者不明 市町村に対し、 推進法人は、 国土交通省令で定めるところにより、所有者不 その業務を行うために必要があると認めると

2 当該提案をした推進法人に通知しなければならない。 土地対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない 不明土地対策計画の作成又は変更をするか否かについて、 前項の規定による提案を受けた市町村は、 所有者不明土地対策計画の作成又は変更をしないこととするとき 当該提案に基づき所有者 この場合におい 遅滞なく

第七章 雑則

その理由を明らかにしなければならない。

職員の派遣の要請

第五十三条 要があるときは、 その職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必 に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。 都道府県知事は、 国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣 地域福利増進事業等の実施の準備のため

2 ることができる。 ころにより、 市町村長は、 国土交通大臣に対し、 次に掲げる場合においては、 国土交通省の職員の派遣を要請す 国土交通省令で定めると

地域福利増進事業等の実施の準備のため又は第三十八条第一項

第五章 雑則

第四十一条 (新設 大臣に対し、 る必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通 ためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させ四十一条 地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備の 職員の派遣の要請 地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備 国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

関する専門的な知識を習得させる必要があるとき 規定による勧告を適切に行うためその職員に土地所有者等の探索に

の管理の適正化を図るために行う事業若しくは事務の実施の準備若 しくは実施のため必要があるとき 所有者不明土地対策計画の作成若しくは変更又は所有者不明土地

職 員の派遣の配慮

第五 は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、 十四条 る職員を派遣するよう努めるものとする。 国土交通大臣は、 前条各項の規定による要請があったとき 適任と認

第五 十五条~第六十条 (略)

罰則

する。 違反行為をした者は、 一条 をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処第二十五条第一項の規定による命令に違反したときは、そ

第六十二条 した者は、三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 その違反行為を

第一項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 又は第四十一条 、第三十二条第五項若しくは第三十六条第一項(第三十七条第四 第十三条第五項(第十九条第四項において準用する場合を含む。

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 の答弁をしたとき。 若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告

、職員の派遣の配慮

第四十二条 その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める四十二条 国土交通大臣は、前条の規定による要請があったときは、 職員を派遣するよう努めるものとする。 適任と認める

第四十三条~第四十八条 略

第四十九条 以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 第二十五条第一項の規定による命令に違反した者は、 年

第五十条 処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に

調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。 又は第三十二条第五項若しくは第三十六条第一項(第三十七条第 第十三条第五項(第十九条第四項において準用する場合を含む。 の規定による

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者

の答弁をした者 若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽 をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告

第六し	2	四
下三条	(略)	第三上
(各)		十九条の規定による命令に違反したとき。

第五十一条 第五十一条

(略

所有者不明 ※民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号)による改正後のもの 土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 (平成三十年法律第四十九号) 抄

0

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号) による改正後のもの

傍線の部分は改正部分

(勧告)

改

正

案

ま施されておらず、かつ、引き続き管理が実施されないことが確実で実施されておらず、かつ、引き続き管理が実施されないことが確実であると見込まれるもの(以下「管理不全所有者不明土地」という。)という。)を講ずべきことを勧告することができる。 りに必要な措置(次条及び第四十条第一項において「災害等防止措置といる場合には、その必要の限度において、当該管理不全所有者不明土地」という。)を講が、かつ、引き続き管理が実施されないことが確実であるとのに必要な措置(次条及び第四十条第一項において「災害等防止措置」という。)を講ずべきことを勧告することができる。

一・二 (略)

2 勧告することができる。 接土地の所有者に対しても、 という。)による次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適 所有者不明土地と同一の状況にあるもの その他の条件が類似 に係る管理不全所有者不明土地に隣接する土地であって、 ついて、当該事態の発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを 当であると認めるときは、その必要の限度において、 市町村長は、 前項の規定による勧告をする場合において、 かつ、当該土地の管理の状況が当該管理不全 期限を定めて、当該管理不全隣接土地に (以下「管理不全隣接土地」 当該管理不全隣 地目、 当該勧告 地形

· 二 (略

| 第四十二条 | 国の行政機関の長又は地方公共団体の長(次項及び第五

項

(勧告)

現

行

災害等防止措置」という。)を講ずべきことを勧告することができる 、災害等防止措置」という。)を講ずべきことを勧告することができる を生の防止のために必要な措置(次条及び第四十条第一項において「 の適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該管理 不全所有者不明土地の確知所有者に対し、期限を定めて、当該管理 不全所有者不明土地ので、以下この節において「管理不全所有者不明土 を防止するために必要か で、当該管理が実施されないことが確実で 等三十八条 市町村長は、所有者不明土地のうち、所有者による管理が

·二 (略)

のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 限を定めて、当該管理不全隣接土地について、当該事態の発生の防止 必要の限度において、 態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その 所有者不明土地と同一の状況にあるもの その他の条件が類似し、 に係る管理不全所有者不明土地に隣接する土地であって、 市町村長は、 項において「管理不全隣接土地」という。)による次に掲げる事 前項の規定による勧告をする場合において、 当該管理不全隣接土地の所有者に対しても、 かつ、当該土地の管理の状況が当該管理 (以下この項及び第四十一条 地目 当該勧: 不全 期

一·二 (略)

第四十二条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長(次項並びに次条

る。 。)は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があ る 裁判所に対し、 規定による請求をする場合において、 第二百六十四条の九第一項の規定による命令の請求をすることができ ができる。 第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができ ると認めるときは、 並びに次条第二項及び第五項において「国の行政機関の長等」という につき、 生を防止するため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し 十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条ると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八 第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることがで 。| |所有者不明土地の周辺の地域において環境を著しく悪化させること | するため特に必要があると認めるときは、 悪化させること。 所有者不明土地における土砂の流出又は崩壊その他の事象によりそ の事象によりその周辺の土地において災害を発生させること。 民法第二百六十四条の九第一項の規定による命令の請求をすること 市町村長は、 (略) 周辺の土地において災害を発生させること。 当該管理不全所有者不明土地の周辺の地域において環境を著しく 当該管理不全所有者不明土地における土砂の流出又は崩壊その 当該管理不全隣接土地及び当該管理不全隣接土地に係る管理不全 当該管理不全隣接土地及び当該管理不全隣接土地に係る管理不全 の行政機関の長等は、 町村長は、 その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、 管理不全隣接土地につき、 管理不全所有者不明土地につき、 当該請求と併せて民法第二百六十四条の八第一項又は 第二項 (市町村長にあっては、 当該請求に係る土地にある建物 次に掲げる事態の発生を防 地方裁判所に対し、 次に掲げる事態の発 前三 項) 地方 民法 他 2

(新設)

4

5

(新設)

定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規ときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認める第二項及び第五項において「国の行政機関の長等」という。)は、所

(略)

(新設)

3 2

第四 連情報 条において同じ。 実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内 格事業又は都市計画事業 名又は名称、 該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関 ため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当 土地所有者等を知る必要があるとき又は前条第 第三十八条第一 しくは第五 の目的のために内部で利用することができる。 他の権利を有する者をいう。以下同じ。 土地の土地所有者等 条 (土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏 項 都 住所その他国土交通省令で定めるものをいう。 道府県知事及び (第四項に係る部分を除く。 項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の 。 ・ を、 (土地又は当該土地にある物件に関し所有権そ その保有に当たって特定された利用の目的以 (以 下 市 町村長は、 「地域福利増進事業等」という。)の規定による請求を行う)を知る必要があるとき 地域福利増進 一項から第三項まで若 事 業、 以下この 収 崩 \mathcal{O} 適 第四

当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、 長以外の市町村長から第三十八条第一項の規定による勧告を行うため る区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして、 る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、 の行政機関の長等から前条第一項から第三項まで若しくは第五項 する者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとす 又は当該国の行 報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限 |項に係る部分を除く。 都道府県知事及び市町村長は、 のとする 当該地域福利増進事業等を実施しようとする者、 、機関の長等に対し、) の規定による請求を行うため当該請求に係 地域福利増進事業等を実施しようと 土地所有者等関連情報を提供す 土地所有者等関連情 当該市町村長 当該市町村 又は国 (第

2

2

3 · 4 (略)

5 国の行政機関の長等は、地域福利増進事業等の実施の準備のため当

連情報 格 外の目的のために内部で利用することができる。 条において同じ。 名又は名称、 該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関 ため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるときは、 土地所有者等を知る必要があるとき又は前条の規定による請求を行う 第三十八条第一項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地 の他の権利を有する者をいう。 \mathcal{O} 実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内 1十三条 土地の土地所有者等 事業又は都市計画事業 (土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏 都道府県 住所その他国土交通省令で定めるものをいう。)を、その保有に当たって特定された利用の目 知事及び市 (土地又は当該土地にある物件に関し所有権そ (以 下 以下同じ。 町村長は、 「地域福利増進事業等」という。)を知る必要があるとき 域福利增進 事 業 以下この 収 的以 用 当 0 \mathcal{O}

度で、 るものとする 又は当該国の行政 報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探 る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、 の行政機関の長等から前条の規定による請求を行うため当該請求に係 当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、 長以外の市町村長から第三十八条第一項の規定による勧告を行うため る区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして、 する者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとす 都道府県知事及び市町村長は、 当 該地域福利増進事業等を実施しようとする者、 機関の長等に対し、 地域福利増進事業等を実施 土地所有者等関連情報を提 土地所有者等関連情 当該市町村長 索に必要な限 当該市 しようと 又は国 供す 町 村

3 · 4 (略)

5 国の行政機関の長等は、地域福利増進事業等の実施の準備のため当

連情報の提供を求めることができる。

連情報の提供を求めることができる。

連情報の提供を求めることができる。

連情報の提供を求めることができる。

連情報の提供を求めることができる。

連情報の提供を求めることができる。

(市町村長への要請)

第五十一条 推進法人は、所有者不明土地につきその適切な管理のため 第五十一条 推進法人は、所有者不明土地につきその適切な管理のため 第五十一条 推進法人は、所有者不明土地につきその適切な管理のため 第

滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした推進法人に通知しなる。十二条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、選回する。する。する。する。車町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第四をあると認めるときは、第四十二条各項の規定による請求をするものと2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要が

け

ればならない。

連情報の提供を求めることができる。 連情報の提供を求めることができる。 東京の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等を知る必要があるとき又は前年の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき、第三十八条第一項の規定による勧告を行う該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者

(市町村長への要請)

による請求をするよう要請することができる。特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第四十二条の規定第五十一条 推進法人は、所有者不明土地につきその適切な管理のため

。 あると認めるときは、第四十二条の規定による請求をするものとする と 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要が

ばならない。
く、その旨及びその理由を、当該要請をした推進法人に通知しなけれく、その旨及びその理由を、当該要請をした推進法人に通知しなけれ十二条の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞な3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第四

$\overline{}$
傍
線
0)
部
分
は
改
正
部
分
_

この	。百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすること
第 のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第理 2 国の行政機関の長等は、所有者不明土地につき、その適切な管理	□ のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第 □ 2 国の行政機関の長等は、所有者不明土地につき、その適切な管理
「清算人」に改め、同条に次の一項を加える。 第三十八条中「の長(」の下に「次項及び」を加え、「管理人」を	を「清算人」に改め、同条に次の一項を加える。 第四十二条中「の長(」の下に「次項並びに」を加え、「管理人」
第三節 所有者不明土地の管理に関する民法の特例第三章第三節の節名を次のように改める。	第四節 所有者不明土地の管理に関する民法の特例第三章第四節の節名を次のように改める。
る。	る。
「「「「「「「「」」」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「」」	「いた)片になる目記片に、こうでは、月には、に法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
平 第三十二条	第三十二条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平 (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部改正)
附則	附則
現	改正案

 \bigcirc デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)(抄) (附則第六条関係)

第三十九条第三項ただし書を削る。成三十年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。第五十七条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平第五十七条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部改正)附 則	第四十三条第三項ただし書を削る。 成三十年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 第五十七条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平第五十七条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部改正)附 則
現行	改正案
(傍線の部分は改正部分)	

(傍線
0
部
分
は
改
正
部
分
_

2 (略) ひ 正 案 (地方整備局) (地方形面) (地方	現 行 (地方整備局) 現 (地方整備局) (地方整備局) (地方整備局) (地方整備局) (新設) (新設) (新設) 現 (略) (解) (略)
	S 四